

2019年7月29日  
日本郵便株式会社

## 郵便事業の収支の状況（2018年度）

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 横山 邦男）は、本日、2018（平成30）年度の郵便事業の収支の状況を総務大臣に報告いたしました。

郵便事業の収支の状況は、郵便法（以下「法」といいます。）第67条第7項の規定に基づき、郵便物の種類等ごとの収支の状況を明らかにするものです。

○ 2018年度（自2018年4月1日至2019年3月31日）

（単位：億円）

| 郵便物の種類等                  | 営業収益   | 営業費用   | 営業損益 |
|--------------------------|--------|--------|------|
| 内国郵便業務                   | 12,821 | 12,507 | 314  |
| 第一種郵便物（封書）               | 6,740  | 6,655  | 86   |
| 第二種郵便物（はがき）              | 4,097  | 4,012  | 86   |
| 第三種郵便物（雑誌、新聞）            | 88     | 146    | △58  |
| 第四種郵便物（通信教育等）            | 7      | 16     | △10  |
| 法第四十四条第一項に規定する特殊取扱とした郵便物 | 1,050  | 985    | 65   |
| 法第四十四条第二項に規定する特殊取扱とした郵便物 | 839    | 693    | 146  |
| 国際郵便業務                   | 974    | 821    | 152  |
| 通常郵便物                    | 269    | 251    | 19   |
| 小包郵便物                    | 192    | 158    | 34   |
| EMS郵便物                   | 512    | 413    | 99   |
| 合計                       | 13,795 | 13,328 | 467  |

注：記載金額は、単位未満を四捨五入して表示しています。

### （参考）

- ・法第四十四条第一項に規定する特殊取扱とした郵便物とは、書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明及び特別送達の特殊取扱とした郵便物をいいます。
- ・法第四十四条第二項に規定する特殊取扱とした郵便物は、上記以外の特殊取扱（速達等）とした郵便物をいいます。

以上

【お客様のお問い合わせ先】

日本郵便株式会社

お客様サービス相談センター

<電話番号>0120-2328-86 (フリーコール)

携帯電話からご利用のお客さま

0570-046-666 (通話料はお客様負担です)

<ご案内時間>

平日 8:00~21:00

土・日・休日 9:00~21:00

※おかげ間違いのないようにご注意ください。